

■新型コロナウイルス感染症について

事業所の従業者、利用者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合は、健康推進課へご報告ください。

なお、町では、濃厚接触者の判定を行ったり、事業所の休業の必要性を判断することはできません。

保健所の指示がない場合は、青森県の「本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について」等を参考にさせていただきますようお願いします。

(参考) 青森県ホームページ「本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について」
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/covid19-Active_Epidemiological_Investigation.html

新型コロナウイルス感染症に係る支援制度について

・令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金

青森県が実施している上記補助金は、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とし、必要な経費等について補助するものです。

対象となる経費は以下のとおりとなっています。

○緊急時の介護人材確保に係る費用

- ・ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
- ・ 感染対策を行った上での施設内療養に要する費用（高齢者施設のみ）
- ・ 連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用 等

○職場環境復旧・環境整備に係る費用

- ・ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用
- ・ 感染性廃棄物の処理費用
- ・ 在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用 等

申請方法等詳細は下記ホームページを確認してください。

青森県ホームページ「【介護保険】令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金について」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kaigo-service-teikyoutaisei-kakuho.html>